

犬の飼い主の皆さまへ ～喜多方市～

令和5年4月1日

1. 犬の登録と狂犬病予防注射は飼い主の義務

飼犬の登録は済んでいますか？

毎年狂犬病予防注射を受けさせていますか？

飼犬に犬の鑑札と注射済票は付けていますか？

マイクロチップを装着し環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)に登録した犬については、装着されたマイクロチップ(MC)が鑑札とみなされ、市窓口への登録は原則不要となります。

2. 犬に関する手続き

	マイクロチップ(MC) ※1	いつまでに	手続き先	必要なもの	手続内容・手数料
犬を飼うとき	あり	30日を経過する日まで	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)でご確認下さい。
	なし	30日以内(生後90日経過後30日以内)	市(市民生活課・各総合支所住民課)	特になし	登録申請(鑑札交付) 3,000円
犬に新しくマイクロチップ(MC)を装着したとき	あり	30日を経過する日まで	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)でご確認下さい。
		鑑札がある場合速やかに	市(市民生活課・各総合支所住民課)	鑑札	鑑札の返却、登録事項変更届 無料
住所、飼い主などの登録した内容が変わったとき	あり	30日を経過する日まで	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録) ※2	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)でご確認下さい。
	なし	30日以内	市(市民生活課・各総合支所住民課)または、新しい飼い主・新住所の市町村担当窓口	鑑札及び注射済票(変更内容により不要の場合あり)	登録事項変更届 無料
犬が死亡したとき	あり	遅滞なく	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)でご確認下さい。
	なし	30日以内	市(市民生活課・各総合支所住民課)	鑑札及び注射済票	死亡届 無料
何らかの事情によりマイクロチップ(MC)を取り除いたとき	あり	遅延なく	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)	環境省指定登録機関(犬と猫のマイクロチップ情報登録)でご確認下さい。
	なし	30日以内	市(市民生活課・各総合支所住民課)	特になし	鑑札とみなされたマイクロチップ(MC)の除去届 1,600円
狂犬病予防注射を受ける(受けた)とき	マイクロチップ(MC)の有無に関わらず	原則毎年4月～6月まで	【集合注射会場】 会場の詳細は4月広報をご確認下さい。	市が送付した注射案内(封書)	注射済票交付申請 注射済票 550円 (集合注射については別途狂犬病予防注射代2,700円)
			【動物病院で注射した場合】市(市民生活課・各総合支所住民課)	動物病院発行の注射済証	
鑑札及び注射済票の破損・紛失のとき	なし	鑑札の場合 30日以内	市(市民生活課・各総合支所住民課)	破損の場合 鑑札及び注射済票	再交付申請 鑑札 1,600円 注射済票 340円

※1 マイクロチップ(MC)：環境省指定登録機関以外(AIPOなど)に登録しているものを除きます。

※2 市外へ転出の場合、転出先の市町村での手続きが必要になる場合がありますので転出先市町村にご確認ください。

3. その他困ったとき

	連絡先	手順等	手数料
死体の処理 ※遺骨収拾を希望の場合は民間の専門業者へご相談ください（有料）	喜多方地方広域市町村圏組合 環境センター山都工場 ☎ 0241-38-3005	・遺骨は拾えません。 ビニール袋で密封した後、段ボール箱に入れて持込みしてください。	手数料 無料
	市（市民生活課・各総合支所住民課）	・遺骨はお戻しできません。 ビニール袋で密封した後、段ボール箱に入れて事前にご連絡後、持込みください。	手数料 1,000円
飼い犬が行方不明になったとき 犬がうろついているとき	福島県動物愛護センター会津支所 ☎ 0242-29-5517 喜多方警察署 ☎ 0241-22-5111 市（市民生活課・各総合支所住民課）	・保護した犬が鑑札及び注射済票を付けていれば、飼い主に連絡することができます。 ・保護した犬がマイクロチップ(MC)を装着している場合、環境省指定登録機関（犬と猫のマイクロチップ情報登録）に登録されている飼い主に連絡することができます。	無料

4. 市内動物病院（五十音順）

きたかた動物病院	☎ 0241-22-1497	喜多方市字稲荷宮 5-2
たけい動物病院	☎ 0241-22-4976	喜多方市字押切一丁目 80
とうえい動物病院	☎ 0241-22-1080	喜多方市関柴町上高額字家ノ北 610-1
もりた犬猫病院	☎ 0241-27-2067	喜多方市塩川町字新町 1875

5. 手数料一覧

手続内容	手数料	手続内容	手数料
犬の登録申請（鑑札交付）	3,000円	鑑札再交付申請	1,600円
狂犬病予防注射済票交付申請	550円	狂犬病予防注射済票再交付申請	340円
狂犬病予防注射代（集合注射会場）	2,700円	マイクロチップ除去届（鑑札交付）	1,600円
犬の登録事項変更届	無料	犬の死亡届	無料
鑑札の返却（マイクロチップ装着時）	無料	犬の死体処理(市)※環境センターは無料	1,000円

6. 問い合わせ先

喜多方市役所 本庁	市民生活課	☎ 0241-24-5261	喜多方市字御清水東 7244-2
熱塩加納総合支所	住民課	☎ 0241-36-2113	喜多方市熱塩加納町相田字大森 5000
塩川総合支所	住民課	☎ 0241-27-2400	喜多方市塩川町字東岡 320-1
山都総合支所	住民課	☎ 0241-38-3821	喜多方市山都町字広中新田 1167
高郷総合支所	住民課	☎ 0241-44-2113	喜多方市高郷町西羽賀字十二林 2820

環境省 指定登録機関（マイクロチップ情報登録お問合せ窓口）

公益社団法人 日本獣医師会 ☎03-6384-5320

犬と猫のマイクロチップ情報登録

<https://reg.mc.env.go.jp>

